

芳賀台地土地改良区委員会処務規程

第1条 この土地改良区が理事会の補助機関として設置する委員会の職務の執行については、他の規定によるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 用排水調整委員会は、委員20名をもって組織する。

2 用排水調整委員会は、用排水の円滑を期するため、次の事項について理事会の諮問に答申する。

- (1) 取水量のこと
- (2) 用水排水の調整のこと
- (3) その他の事項

第3条 委員会において、委員の1人は、理事会で互選した理事がこれに当たるものとし、これを委員長とする。

2 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

第4条 委員長以外の委員は、理事会が決定する。

2 前項の委員の任期は、4年とする。ただし、重任を妨げない。

3 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第5条 委員会は、理事長の請求により、委員長が招集する。ただし、委任された事項又は緊急を要する事項については、委員長は、理事長の請求を待たずに委員会を招集することができる。

2 委員長が委員会を招集するときは、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。

第6条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 委員長は、委員として委員会の議決に加わる権利を有しない。

第7条 理事及び職員は、委員会に出席して、意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じ、理事、職員その他の者の出席を求め、意見を徴することができる。

第8条 委員長は、委員会において決定した事項を直ちに理事長に報告しなければならない。

第9条 委員長は、委員会で定める事項の外軽易な常務を専決処理することができる。

第10条 委員には、旅費、日当その他の給与を支給する。

第11条 委員会の職務執行の細則は、理事会で定める。

附 則

この規程は、平成13年 4月 1日から適用する。